

のべおかのさかなPRロゴマーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「のべおかのさかなPRロゴマーク」(以下「マーク」という。)を使用する際に必要な事項を定め、もって本市の水産物を県下の関係団体が連携し、一体となって市内外に広くPRし、認知度向上や消費拡大に繋げていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本市の水産物 延岡市内の漁業者が水揚げした水産物若しくはその水産物を主な原料として製造された加工水産物をいう。

(著作権)

第3条 マークに関する著作権は、延岡市水産物産地販売強化推進協議会(以下「協議会」という。)が所有する。

(使用料)

第4条 マークの使用料は、無料とする。

(使用承認申請等)

第5条 マークを使用する場合は、あらかじめのべおかのさかなPRロゴマーク使用申請書(様式第1号)を協議会会長(以下「会長」という。)に提出又はインターネットを利用して必要事項を送信し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるマークの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

(1) 延岡市及びその外郭団体が使用する場合

(2) 報道機関が報道の目的で使用する場合

(3) 延岡市内の漁業協同組合などの水産関係団体が使用する場合

2 会長は、前項の規定による使用申請があった場合において、その内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。

(1) 本市で水揚げされた水産物以外に使用する場合

(2) 本市水産物の信用又は品位を害すると認められる場合

(3) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合

(4) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関する認められる場合

(5) 延岡市暴力団排除条例の趣旨に反し暴力団を利することとなると認められる場合。

(6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合

(7) 特定の個人、団体、法人(県を除く)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行う恐れがあると認められる場合(ただし、ロゴマーク目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りでない)

(8) その他、会長が不適切であると判断した場合

3 第1項の承認は、のべおかのさかなPRロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）をもって通知する。

4 会長は、必要に応じ、マークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という）及び第5条に規定される者に対してマークの使用状況について、マーク使用状況報告書（様式第3号）による報告を求めることができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者がマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)本市の漁業者が水揚げした水産物及びそのPR等に使用すること
- (2)本市の漁業者が水揚げした水産物を主な原料として製造された加工水産品及びそのPR等に使用すること
- (3)ロゴを使用した商品やメニューを積極的に薦めるよう努めること
- (4)ロゴマークを使用した商品やメニューの品質及び安全性の向上に努めること
- (5)定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロで使用しても差し支えない。
- (6)使用期間を遵守すること。
- (7)承認された用途のみに使用し、会長が付した条件・指示に従うこと。

（承認内容の変更の申請）

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、のべおかのさかなPRロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、のべおかのさかなPRロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請承認後についても、第6条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第8条 会長は、マークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、のべおかのさかなPRロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）をもって通知する。

3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

（責任の制限）

第9条 前条の規定により、マークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

2 使用者がマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。